

年金トピック

2021 年 5 月 31 日団 体 年 金 事 業 部

確定拠出年金(DC)の拠出限度額の見直しについて ~政令の改正案の概要~ (2024年12月1日施行)

2021 年 5 月 27 日、社会保障審議会企業年金・個人年金部会で議論されていた確定拠出年金(DC)の拠出限度額の見直しに係る政令案の概要が意見 募集(パブリックコメント)に付されました。意見募集期間は 2021 年 6 月 25 日までです。

また、公布日は2021年7月上旬(予定)、施行期日は、2024年12月1日とされています。

本年金通信では、政令の改正案の概要についてご案内いたします。

以上

確定拠出年金(DC)の 拠出限度額の見直しについて

政令案の概要

2021年5月

第一生命保険株式会社 団体年金事業部 一生涯のパートナー第一生命



はじめに

2021年5月27日、社会保障審議会企業年金・個人年金部会で議論されていた確定拠出年金 (DC)の拠出限度額の見直しに係る政令案の概要が意見募集(パブリックコメント)に付されました。意見募集期間は2021年6月25日までです。

また、改正案の施行期日は、2024年12月1日とされています。

なお、本資料の内容は2021年5月31日時点の情報に基づいており、今後の議論等によって は内容が一部変更される可能性がありますので、その旨ご留意いただきますようお願い申し 上げます。

- •本資料では、確定給付企業年金を「DB」、確定拠出年金を「DC」、個人型確定拠出年金を「iDeCo」と表記しています。
- 本資料に記載の図表は、特に断りがない限り、社会保障審議会企業年金・個人年金部会に提示された資料を基に作成しています。

目 次

1.	DCの拠出限度額の見直し	3
	1-1. 企業型DCの拠出限度額の見直し	3
	1-2. iDeCoの拠出限度額の見直し	5
2.	DBの仮想掛金額(他制度掛金相当額)の算定	9
3.	施行期日および経過措置	11
参	考資料	12

1-1. 企業型DCの拠出限度額の見直し①

■ 企業型DCとDBを併用する場合の企業型DCの拠出限度額が、以下の通り改正されます。

	現行	2022年10月改正	2024年12月改正
企業型DCのみ実施	月額5.5万円 (iDeCo併用の場合: 月額3.5万円 ^{※2})	月額5.5万円 ^{※3}	(変更なし)
企業型DCおよび DB ^{※1} を併用	月額2.75万円 (iDeCo併用の場合:月額1.55万円 ^{※2})	月額2.75万円 ^{※3}	月額5.5万円から他制度掛金 相当額を控除した額

^{※1} DBに加えて、存続厚生年金基金、私立学校教職員共済および石炭鉱業年金基金を含む。

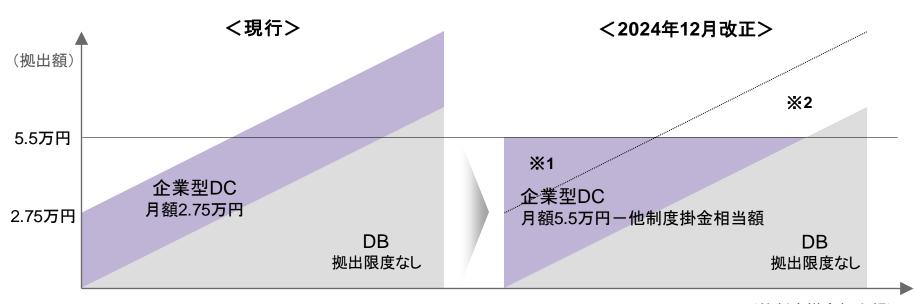
- 他制度掛金相当額は、DBの事業主掛金に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定します。
 - ⇒9ページ参照
- 他制度掛金相当額が月額5.5万円を超える場合は、企業型DCへの拠出は原則不可能となります。
- ただし、経過措置として、施行日(2024年12月1日)前に現存する企業型DCについては、制度変更(企業型DC 規約の事業主掛金の見直し・DB規約の給付設計の見直し等)を行うまでの間、従前の掛金拠出(月額2.75万円上限)が可能です。 ⇒ 11ページ参照

^{※2} iDeCo併用の場合、企業型DC規約の定めや事業主掛金の上限引下げが必要(マッチング拠出を実施している場合、iDeCo併用は不可)。

^{※3}マッチング拠出を実施している場合、マッチング拠出かiDeCo併用かを加入者ごとに選択可能。

1-1. 企業型DCの拠出限度額の見直し②

企業型DCおよびDBを併用する場合の企業型DCの拠出限度額の見直し



(他制度掛金相当額)

- ※1施行後に新たに拠出可能となる部分。
- ※2施行日前に現存する企業型DCは、従前の拠出が可能(拠出限度額:月額2.75万円)。 ただし、施行日後にDB・企業型DCの新設あるいは制度変更を行った場合は、経過措置の適用を終了する。

1-2. iDeCoの拠出限度額の見直し(1)

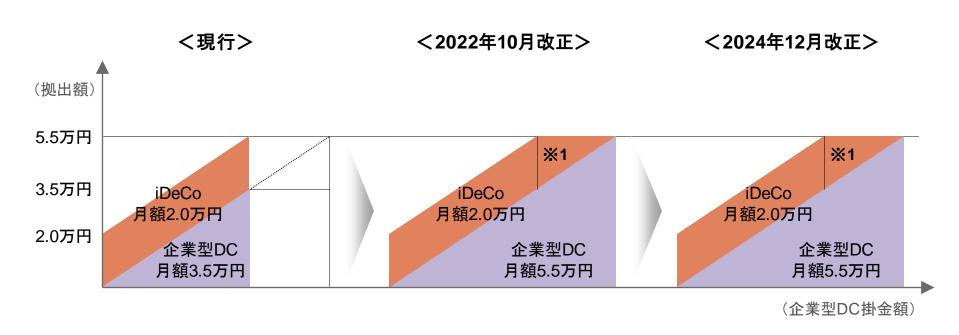
■ 企業年金加入者等のiDeCoの拠出限度額が、以下の通り改正されます。

		現 行	2022年10月改正	2024年12月改正
	企業型DCのみに加入	月額2.0万円	月額5.5万円から企業型DC事業 主掛金額を控除した額 ^{※3} 【上限:2.0万円】	(変更なし)
	企業型DCおよび DB ^{※1} に加入	月額1.2万円	月額2.75万円から企業型DC事 業主掛金額を控除した額 ^{※3} 【上限:1.2万円】	月額5.5万円から「他制度掛金相 当額+企業型DC事業主掛金額」 を控除した額 ^{※3} 【上限:2.0万円】
	DB ^{※2} のみに加入	月額1.2万円	(変更なし)	月額5.5万円から他制度掛金相 当額(および共済掛金相当額)を 控除した額 ^{※3・4} 【上限:2.0万円】

- ※1 DBに加えて、存続厚生年金基金、私立学校教職員共済および石炭鉱業年金基金を含む。
- ※2上記※1に加えて、国家公務員共済組合および地方公務員共済組合を含む。
- ※3 iDeCoの掛金拠出は月単位のみとなる。また、企業型DCの掛金拠出を年単位としている場合は、当該企業型DC加入者はiDeCoに加入できない。
- ※4他制度掛金相当額によってiDeCoへの拠出可能額が最低額(月額5千円)を下回る場合、一定の要件を満たせば脱退一時金が受給可能となる。
- 他制度掛金相当額(および共済掛金相当額)は、厚生労働省令で定めるところにより算定します。⇒9ページ参照
- 本改正により、企業年金加入者等のiDeCoの掛金拠出は**月単位のみに限定**されます。企業型DCでは引き続き 年単位拠出が可能ですが、その場合、当該企業型DCの加入者はiDeCoに加入できません。

1-2. iDeCoの拠出限度額の見直し2

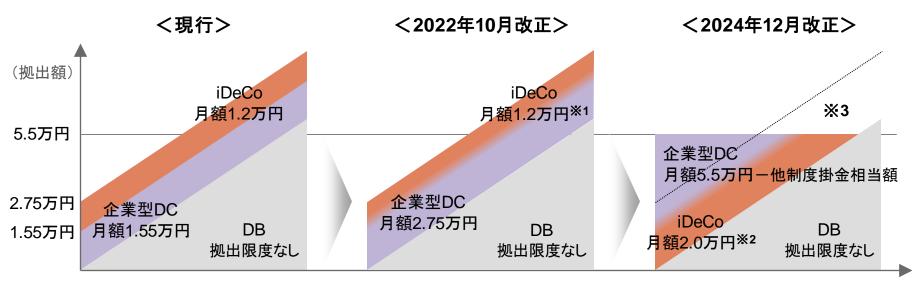
企業型DCのみに加入する場合のiDeCoの拠出限度額の見直し



※1企業型DCの掛金額が月額3.5万円を上回るときは、月額5.5万円から企業型DCの掛金額を控除した額。

1-2. iDeCoの拠出限度額の見直し③

企業型DCおよびDBに加入する場合のiDeCoの拠出限度額の見直し

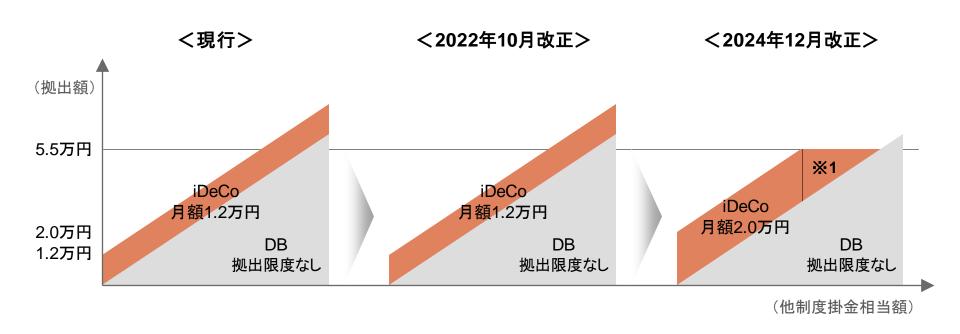


(企業型DC掛金額+他制度掛金相当額)

- ※1企業型DCの掛金額が月額1.55万円を上回るときは、月額2.75万円から企業型DCの掛金額を控除した額
- ※2「企業型DCの掛金額+他制度掛金相当額」が月額3.5万円を上回るときは、月額5.5万円から「企業型DCの 掛金額+他制度掛金相当額」を控除した額
- ※3 施行日前に現存する企業型DCは、従前の拠出が可能(拠出限度額:月額2.75万円)。 ただし、施行日後にDB・企業型DCの新設あるいは制度変更(企業型DC規約の事業主掛金の見直し・DB規約の給付設計の見直し等)を行った場合は、経過措置の適用を終了する。

1-2. iDeCoの拠出限度額の見直し4

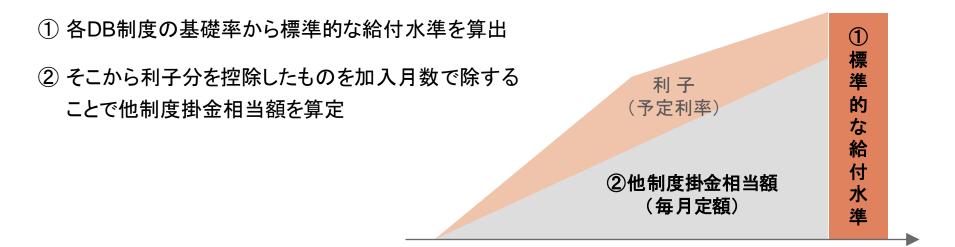
DBのみに加入する場合のiDeCoの拠出限度額の見直し



※1 他制度掛金相当額および共済掛金相当額が月額3.5万円を上回るときは、月額5.5万円から他制度掛金相当額 または共済掛金相当額を控除した額

2. DBの仮想掛金額(他制度掛金相当額)の算定①

■ DBの他制度掛金相当額の算定方法は、社会保障審議会企業年金・個人年金部会にて検討・了承された下記の方式が採用される見込みです(追って省令で規定される見込みです)。



①標準的な給付水準
● 以下の基礎率(標準掛金を計算する際に加入者集団の実績に基づき設定したもの)から算出予定新規加入年齢、最終(退職)年齢、予定昇給率(加入者期間中の給与等)、脱退率、死亡率 など 財政再計算ごとに見直す
● グループ区分を設けている場合、当該グループごとに算定する。
● 加入年齢方式の標準掛金を計算する手法に類似するものであり、標準掛金総額を加入者数で除した額と近似する
● DCと比較可能とするため、毎月定額とする

2. DBの仮想掛金額(他制度掛金相当額)の算定②

基礎率

■ 各DB制度における標準掛金額の計算に用いた基礎率と同一のものを用います。

端数処理

■ 千円単位(500円未満は切り捨て、500円以上1,000円未満は切り上げ)

他制度掛金相当額の再算定

■ 財政再計算(少なくとも5年に1度)を行う事由が生じたときは、他制度掛金相当額を再算定します。

その他

- グループ区分が設けられている場合は、当該グループ区分ごとに他制度掛金相当額を算定します。
- 他制度掛金相当額の算定については、年金数理人の確認を必要とします(簡易基準のDBを除く)。
- 簡易基準のDB(加入者数500名未満)では、「標準掛金総額÷加入者数」の額を他制度掛金相当額とします。
- 施行後最初の財政再計算が行われるまでの間は、「標準掛金総額÷加入者数」の額を代用することも認められる見込みです。

3. 施行期日および経過措置

施行期日

■ 2024年12月1日

経過措置

■ 施行日時点で企業型DCとDBを併用している事業主については、「月額5.5万円ー他制度掛金相当額」が月額2.75万円を下回るときは、企業型DCの拠出限度額を「月額2.75万円」とし、従前の掛金拠出が可能となります。

ただし、施行日以降に制度変更(企業型DC規約の事業主掛金の見直し・DB規約の給付設計の見直し等)を行った場合は、経過措置の適用が終了します。

■ iDeCoの拠出限度額については、経過措置は設けられません。

【ご参考】令和3年度税制改正大綱の概要(抜粋)

第二 令和3年度税制改正の具体的内容

- 一 個人所得課稅
- 4. その他

(抄)

- (2)確定拠出年金法施行令の改正を前提に、確定拠出年金制度について次の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。
 - ①確定給付企業年金制度の加入者の企業型確定拠出年金の拠出限度額(現行:月額 2.75万円)を、月額5.5万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額とする。
 - ② 確定給付企業年金制度の加入者の個人型確定拠出年金の拠出限度額(現行:月額 1.2万円)を、月額5.5万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定 拠出年金の掛金額を控除した額(月額2万円を上限)とする。

【ご参考】リンク集

- ■確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令案に関する御意見募集(パブリックコメント)について【e-Gov:電子政府の総合窓口】 https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210056&Mode=0
- DCの拠出限度額の見直しについて 【社会保障審議会企業年金・個人年金部会】 https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000708998.pdf
- 令和3年度税制改正要望に係るこれまでの議論の整理 【社会保障審議会企業年金・個人年金部会】 https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000708995.pdf

一生涯のパートナー

第一生命

Dai-ichi Life Group